

[法8条の3第2項(公表), 第8条の4(閲覧用記録簿)]

一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[玉山廃棄物処分場]

令和5年度

・埋立てた一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第4号イ, 規4条の7第4号イ]

種類 (単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
焼却残渣(主灰) (t/月)	54.2	59.7	58.7	52.7	53.9	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	335.1
灰固化物(飛灰) (t/月)	12.7	13.6	13.5	11.3	14.8	12.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.8
不燃物残渣 (t/月)	18.2	25.5	14.7	18.1	14.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	105.4
し尿残渣 (t/月)	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
災害ごみ(火災等) (t/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													
(/月)													

・水質検査の実施状況と措置(月1回以上測定)[規4条の5の2第4号ニ及びホ, 規4条の7第4号ニ及びホ]

採取場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	5日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日	1日	1日	1日	1日
分析結果が得られた日	19日	19日	15日	27日	25日	13日	17日	27日	18日	22日	16日	21日
電気伝導率 ※	29mS/m	15mS/m	24mS/m	29mS/m	24mS/m	26mS/m	21mS/m	26mS/m	21mS/m	33mS/m	31mS/m	29mS/m
塩化物イオン濃度 ※												
採取日	5日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日	1日	1日	1日	1日
分析結果が得られた日	19日	19日	15日	27日	25日	13日	17日	27日	18日	22日	16日	21日
電気伝導率 ※	28mS/m	26mS/m	28mS/m	27mS/m	23mS/m	26mS/m	26mS/m	27mS/m	34mS/m	35mS/m	42mS/m	38mS/m
塩化物イオン濃度 ※												
異状の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												
採取日	5日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日	1日	1日	1日	1日
水素イオン濃度	7.4	7.3	7.4	7.6	7.6	7.6	7.5	7.4	7.5	7.5	7.2	7.6
BOD	0.5未満	0.5	0.9	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8	0.6
COD	6.4	6.8	6.9	5.4	4.9	5.2	6.2	4.6	6.1	4.9	5.2	3.9
浮遊物質	1	1	4	4	3	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1未満
窒素含有量	3.8	1.7	1.7	2.1	2.2	1.6	2.1	1.9	2.4	3.0	3.1	2.9
燐含有量	0.10	0.05	0.03	0.09	0.08	0.08	0.07	0.04	0.04	0.06	0.06	0.05

5.8~8.6
基準60
基準90
基準60
基準60
基準8

・施設の点検[規4条の5の2第4号ロ、ハ、ト、チ, 規4条の7第4号ロ、ハ、ト、チ]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等(ロ)・遮水工(ハ)・調整池(ハ)・	5日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日	1日	5日	1日	1日
浸出液処理設備(ト)・防凍(チ)												
点検日/異状の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

・水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定)[規4条の5の2第4号ニ及びホ, 規4条の7第4号ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取場所	別紙1の通り	
採取日		
分析結果が得られた日		
分析結果	別紙2の通り	
異状の有無		
講じた措置の内容		

※ 処分開始前は両方を、開始後はいずれかを記載することになっております。

・残余容量(年1回以上測定)[規4条の5の2第4号リ, 規4条の7第4号リ]

測定日	令和6年3月31日
残余容量(m)	9,468